

**令和8年度
スポーツ産業の成長促進事業
「スポーツホスピタリティ推進事業」
仕 様 書**

**令和8年3月24日
スポーツ庁参事官（民間スポーツ担当）付**

1. 委託事業名

令和8年度 スポーツ産業の成長促進事業「スポーツホスピタリティ推進事業」

2. 事業の目的

スポーツホスピタリティ[※]は、スポーツを通じた様々な関係性構築のためのハブとしての役割を持ち、ベニュー内におけるスポーツ観戦の質の向上にとどまらず、スポーツ観戦の用途拡大やまちづくり、地域活性化にも貢献するものである。

新たな観戦スタイルや特別な体験等を通じ、スポーツ観戦客に対して高い付加価値を提供する「スポーツホスピタリティ」は、単にスポーツチームの新たな収入源となり得るだけでなく、周辺産業への経済効果の波及・地域活性化などの社会的価値の向上が期待されるが、国内の実施事例は未だ十分とは言いがたい現状であり、その課題としてスポーツコンテンツホルダーの「情報不足・経験不足」などが挙げられる。

上記を踏まえ、本事業では、我が国に適したスポーツホスピタリティの在り方を検討するとともに、サービスの普及に向けた取組を推進し、我が国におけるスポーツの成長産業化を目指す。

※スポーツホスピタリティとは、「経済財政運営と改革の基本方針 2023」（令和5年6月16日）において、「「する・みる・ささえる」スポーツを行う人々が、そこに「あつまる」ことで、これまで以上に「より良く楽しむ」ことを可能とする取組・行為全般を示す」概念とされている。また、令和5年度スポーツ庁委託事業においては、広義では、「スポーツコンテンツホルダーの持つアセットと、その他のサービスを適切な組み合わせで掛け合わせるにより、新たな付加価値を生み出し、スポーツコンテンツの価値を最大化するサービス」とし、狭義では、「スポーツ自体の観戦価値に加えて、付帯サービスの提供を通じて付加価値を創出しているもの」、「ベニュー内（仮設・代替施設も含む）のファシリティを活用し、且つ、現地リアルタイム観戦が絡むサービス」と整理している。

3. 委託契約期間

委託契約締結日 ～ 令和9年3月31日（水）

4. 成果物

(1) 報告書

本事業の成果を取りまとめた報告書及びその概要版（A4版）を電子データで納品すること。

(2) 事業関連ドキュメント

本事業において作成した研修会資料やその他関連して作成・取得した資料一式（会議の議事録やSNS投稿等スポーツ庁に都度提出しているものを含む）のドキュメントデータ（Microsoft word、同 Excel、同 PowerPoint で読み取り可能な形式又は PDF 形式）を提出すること。

※形式や内容について双方協議の上作成を行うため、納入期限の1月前には 素案を作成し、協議を開始すること。

5. 納入期限

令和9年3月24日（水）

6. 納入場所

東京都千代田区霞が関3-2-2
スポーツ庁参事官（民間スポーツ担当）付

7. 委託事業の内容

我が国におけるスポーツホスピタリティの推進に向け、以下のとおり普及事業及びスポーツホスピタリティリーダー養成事業を実施するとともに、事業推進に必要となる業務を実施する。

(1) 普及事業

① ガイドブック活用研修会の開催

令和6年度委託事業の成果物である「スポーツホスピタリティガイドブック」の活用促進や実践的取組の普及に向け、国内プロスポーツリーグ・クラブ等（以下、団体等とする。）におけるスポーツホスピタリティ担当者等を対象としたガイドブック活用研修会を昨年度に引き続き開催すること。なお、ガイドブックについては、スポーツ庁ホームページに掲載されているものを参照すること。また、昨年度実施した研修会の内容については、仕様書別添1（令和7年度実施分チラシ）を参考にすること。

加えて、研修会の開催については、『スポーツホスピタリティガイドブック』P20のマトリクス表に掲載の実施範囲を参考に、参加者の実施状況のレベル別に開催することとし、その内容についてはガイドブックを基として、以下のことを参考に開催すること。

- ・スポーツホスピタリティのモデルとなるスタジアム・アリーナのファンクションルーム等において対面形式で開催し、講義に加え、企画・立案を体験するワークショップ等を実施すること。
- ・スポーツホスピタリティを主軸とした施設見学をおこなうこと。
- ・参加者同士で交流できる時間を確保し、好事例の横展開及び競技横断的な情報共有の機会を形成すること。

また、開催時期については、より多くの団体等が参加できるよう、年間のリーグ・代表戦・国内大会等の開催日程を加味して企画提案・実施すること。

なお、実際の内容・構成及び進め方並びに開催場所、開催回数（計3回以上を想定）等については、受託事業者の提案を踏まえ、スポーツ庁と協議の上、決定する。

② 好事例の創出に向けた伴走支援の実施

好事例となるスポーツホスピタリティサービスの創出に向け、次の例のような横展開に資するテーマを設定し、専門家を交えたサービス内容の助言等による伴走支援をスポーツ庁と協議の上で実施する。

(例1) スポーツホスピタリティの実施環境が整備されていないスタジアム・アリーナを使用するクラブにおけるサービスの提供事例

(例2) 地元の観光資源や文化イベント等と掛け合わせたパッケージ化により、スポーツイベントを契機とした集客や地域活性化に繋がる事例

また、支援先については、1テーマ当たり2件までとし、公平性の観点から公募形式により広く募集を行い、第三者による審査を経て決定することとする。加えて、より多くの団体等が参加できるよう、年間のリーグ・代表戦・国内大会等の開催日程を加味して企画提案・実施すること。

加えて、本事業の成果は、事例集として成果報告書にまとめておくこと。

なお、本事業の対象経費は、サービス創出に向けた検討段階において必要となる費用とし、計上可否については、事前にスポーツ庁と協議することとする。実施先選定のための委員謝金は**仕様書別添2（諸謝金基準単価表）**を参照すること。

③ 相談窓口の設置

団体等におけるスポーツホスピタリティ事業担当者向けの新規サービスの立案やブラッシュアップを行うための相談窓口を開設し、参考事例や専門家の紹介といった情報提供等の対応を行う。

また、寄せられた相談内容や結果については、定期的にスポーツ庁へ報告することとし、共通化が図れる内容に関しては、公表することを想定し、取りまとめを実施する。

(2) スポーツホスピタリティリーダー養成事業

スポーツホスピタリティは比較的新しい概念であり、団体等内部において当該分野について企画・立案を担い、中心的な役割を果たすリーダー（責任者）となり得る人材が少ない。

については、参加者のより実践的かつ専門的な知見の深化を図ること及び参加者が受講後に団体等におけるスポーツホスピタリティの取組を底上げしていくことにより将来的なリーダー養成への好循環を確立することを目指し、団体等のスポーツホスピタリティ企画・立案等を担う現場責任者等を対象に、知見の共有、事例の検討等を行う勉強会、交流及び情報交換の場を企画・開催すること。

また、勉強会の具体的な内容についてはこれまでに実施したスポーツホスピタリティ研修の内容を踏まえ提案すること。加えて、開催時期については、より多くの団体等が参加できるよう、年間のリーグ・代表戦・国内大会等の開催日程を加味して企画提案・開催すること。

なお、実際の内容・構成及び進め方並びに開催場所、開催回数（5回以上を想定）、開催形式（対面及びオンラインのハイブリッド形式を想定）については、受託事業者の提案を踏まえ、スポーツ庁と協議の上、決定する。

(3) 広報事業

国内へのスポーツホスピタリティ普及を目的として、(1)(2)にて実施する本事業の取り組みについてスポーツ庁ホームページ及びSNS等を活用した対外的な周知を行うとともに、当該周知に係る広報案及び発信内容を作成すること。（使用可能公式SNS：X、Facebook、Instagram、YouTube）

なお、公式SNSの投稿作業はスポーツ庁担当者が行うため、投稿スケジュール、内容についてはスポーツ庁と相談の上で決定する。

(4) 定例会議の開催

スポーツ庁と1～2週間に1回定例の打合せを行う。毎打合せ時には、打合せの効率性を高めるため、事業を進める中で想定される懸念点や情報の共有を含め、議論するアジェンダを用意し、資料を打合せ前日までに共有すること。また、打合せには必ず責任者（業務管理者）が同席し、議論した内容について打合せ議事録を作成し、スポーツ庁に提出すること。

なお、議事録は打合せ内容を網羅し、誰が参照しても経緯を把握できるようなものを作成すること。

(5) その他

本事業を推進するために必要と認められる活動を実施する。

(6) 事業成果報告書の作成

上記(1)～(5)等、本事業において実施した活動の結果等をまとめるとともに、我が国において更なるスポーツホスピタリティの推進を図るため、有効と考えられる方策を分析・検討した報告書とその概要版をスポーツ庁へ提出する。

8. 契約件数及び事業規模

- (1) 契約件数：1件
- (2) 事業規模：30,000千円（税込）を上限とする。

9. 応札者に求める要求要件

- (1) 要求要件の概要
 - ① 本委託事業に係る応札者に求める要求要件は、「(2)要求要件の詳細」に示すとおりである。
 - ② 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
 - ③ 「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
 - ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
 - ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、「スポーツ庁参事官（民間スポーツ担当）付技術審査委員会」において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別添の「総合評価基準」に基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

1 実施内容

1-1 事業の実施方針

* 1-1-1 仕様書記載の本事業内容について全て提案されていること。

[仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容に応じて加点する。]

* 1-1-2 偏った業務内容となっていないこと。

1-2 事業方法の妥当性、独創性

* 1-2-1 事業の内容、方法が明確になっていること。[事業の実施方法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。]

* 1-2-2 事業の実施・分析を行う方法が妥当であること。

1-3 事業計画の妥当性、効率性

* 1-3-1 事業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。
【事業の日程・手順等が効率的であれば加点する。】

2 組織の経験・能力

2-1 組織の類似事業の経験

2-1-1 国の委託事業の実施経験があること。[類似事業の実績内容により加点する。]

2-2 組織の事業実施能力

* 2-2-1 事業を遂行する人員が確保されていること。

2-2-2 幅広い知見・団体等へのネットワーク・優れた情報収集能力を有していればその内容に応じて加点する。

* 2-2-3 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。

2-3 業務に当たってのバックアップ体制

2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組み立てられていれば加点する。

3 業務従事予定者の経験・能力

3-1 業務従事予定者の類似事業の経験

3-1-1 業務従事予定者が過去に類似の事業を実施した実績があればその内容に応じて加点する。

3-2 業務従事予定者の事業内容に関する専門知識・適格性

* 3-2-1 事業内容に関する知識・知見を有していること。

3-2-2 事業内容に関する人的ネットワークを有していれば加点する。

4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

4-1-1 以下のいずれかの認定等があること。[ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等により加点する。]

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）
又は一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく

認定を受けていること。(ユースエール認定)
○スポーツエールカンパニー認定(スポーツ庁「Sport in Life プロジェクト」に基づくスポーツエールカンパニーの認定)を受けていること。

5 賃上げを実施する企業に関する指標

5-1 賃上げの表明

以下のいずれかを表明していること。(いずれかを応募者が選択するものとする。)

5-1-1 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

5-1-2 令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」を大企業においては3%以上、中小企業等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※1 経年的に賃上げ表明を行う場合、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにすること。

※2 中小企業等においては、「給与総額」とする。

※3 中小企業とは、法人税法(昭和40年法律第34号)第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

10. 検 査

受託者による業務完了(廃止)報告の内容が、契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかは、発注者が確認することをもって検査とする。

11. 守秘義務

受託者は、本事業の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏えいしてはならない。また受託者は、本事業に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本事業以外に使用しないこと。

12. 届出義務

受託者は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

13. 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

スポーツ庁は、受託者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受注者の事業年度等(事業年度及び暦年をいう。)が終了した後、表明した率の賃

上げを実施したことを以下の手法で確認する。

- ・ 5-1-1 の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較する。
 - ・ 5-1-2 の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1 給与所得の源泉徴収票 合計表 (375)」の「A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。
- ※ 中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、5-1-1 の場合は「合計額」と、5-1-2 の場合は「支払金額」とする。

加点を受けた受託者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受託者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は従業員への賃金引上げ計画の表明書裏面の（留意事項）を確認すること。

なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

14. 子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

15. 取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

16. 協議事項

この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、文部科学省と適宜協議を行うものとする。

Sports Hospitality Workshop - SAGA ARENA -

2025.11.21 (Fri)

開催趣旨

「スポーツホスピタリティ」は、スポーツ観戦に加え、特別なサービス体験等などの付加価値を提供する考え方で、欧米を中心に拡大を見せています。近年、我が国でも『みる』スポーツの価値の高まりを背景にスポーツホスピタリティの提供が重要となっています。こうした状況を踏まえ、スポーツ庁においては、令和5年度より「スポーツホスピタリティ推進事業」を展開し、スポーツホスピタリティの普及拡大に向けた調査分析、スポーツコンテンツホルダーに向けたガイドブックの作成等を行ってきております。この度、スポーツコンテンツホルダーの皆様を対象に、このガイドブックの執筆者等によるスポーツホスピタリティ実践のポイントの講義や、ワークショップを行う研修会を開催します。

研修会の特徴

本研修会はスポーツホスピタリティを**実際に見て・聞いて・考えて体感してもらえ**ることが最大の特徴です！SAGAアリーナのホスピタリティ施設を実際に見学いただいた後、特別講師による講義やグループワークなどを通して理解を深めていただきます。



開催概要

- ・日時:2025年11月21日(金)
13:00 ~ 18:00 (受付開始:12:30)
- ・対象:スポーツコンテンツホルダー
(クラブ・リーグ・スポーツ競技団体・スポーツイベントの
実行委員会等にご所属の方)
- ・定員:50名
※各団体2名様まで。2名様で参加の場合、
同行の1名様は、連携団体の方でも構いません。
- ・参加費:無料 (交通費・宿泊費等は各自負担)
- ・会場:SAGAアリーナ3F デルタ00
(〒849-0923 佐賀県佐賀市日の出2丁目1-10)
- ・アクセス:JR佐賀駅から徒歩約15分



プログラム

【第1部】SAGAアリーナ視察ツアー

VIPルーム・ラウンジスペース等、SAGAアリーナの先進的なホスピタリティスペースを視察頂きます。

【第2部】ガイドブック活用研修会

- ①スポーツホスピタリティとは？事業フェーズ別実践セミナー：講師 倉田 知己 氏
・スポーツコンテンツホルダーがスポーツホスピタリティに取り組む意義やメリット及び実践のポイントについて講義いただきます。
- ②スポーツホスピタリティの取組紹介（テゲバジャーロ宮崎）：講師 石原 実 氏
・クラブのアセットや地域食材を活用し、高付加価値な観戦プログラムを企画・販売している好事例を紹介
- ③プランニングフェーズを体験するワークショップ
・スポーツホスピタリティ実践のキーポイントとなるアセスメント・ターゲット設定について、講師指導の下皆様にワークショップ形式で体験いただきます。

【第3部】参加者ネットワーキング

参加者の皆様同士及び講師との情報交換のお時間となります。

特別講師



倉田 知己 氏

株式会社ジャパン・スポーツ&
ツーリズム・プレミア
代表取締役社長

JTBにて、オリンピックスポンサーホスピタリティプログラムやJOC選手派遣等スポーツ分野を担当後、JTBスポーツビジネス推進室にてラグビーワールドカップを主管。2019年大会時にスポーツホスピタリティ専門会社であるSTH Japan社を英国STH社と共に立ち上げ、成功に導く。またそれらの経験を活かし、スポーツホスピタリティガイドブックの執筆も手掛ける。



石原 実 氏

いちご 取締役 執行役員副社長兼COO
株式会社テゲバジャーロ宮崎
代表取締役会長 ほか

大手建設会社を経て、いちご㈱に入社後、グループ管理業務の統括や商業・ホテル等地方創生案件を指揮。2011年に執行役員副社長就任。不動産本部長などを歴任し2021年からサステナブルインフラ事業を掌管。「ひとが人らしくつながる場」の創出を目指し、不動産とスポーツや農業などとのシナジーを通じた社会課題解決、事業化に取り組む。

お申込み・お問い合わせ

- ・お申込みは左記のQRコードからお願いいたします。
- ・お申込期限は11月2日(日)までとなります。
※先着順でのお申し込みとさせていただきます。お申込みの段階で定員に達していた場合、ご参加頂けない可能性もございます。
- ・お申込みを完了された方には、後日以下事務局より、聴講券および当日のご案内をメールでお送りいたします。

【お問合せ先】

スポーツホスピタリティ推進事業事務局((株)JTBコミュニケーションデザイン内)
s-sh2025@jtbcom.co.jp

Sports Hospitality Workshop - TOYOTA ARENA TOKYO -



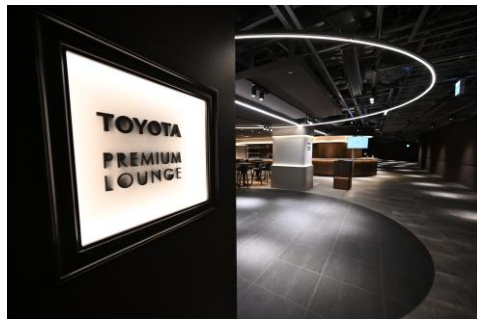
©TOYOTA ARENA TOKYO

開催趣旨

「スポーツホスピタリティ」は、スポーツ観戦に加え、特別なサービス体験等などの付加価値を提供する考え方で、欧米を中心に拡大を見せています。近年、我が国でも『みる』スポーツの価値の高まりを背景にスポーツホスピタリティの提供が重要となっています。こうした状況を踏まえ、スポーツ庁においては、令和5年度より「スポーツホスピタリティ推進事業」を展開し、スポーツホスピタリティの普及拡大に向けた調査分析、スポーツコンテンツホルダーに向けたガイドブックの作成等を行ってきております。この度、スポーツコンテンツホルダーの皆様を対象に、このガイドブックの執筆者等によるスポーツホスピタリティ実践のポイントの講義や、ワークショップを行う研修会を開催します。

ワークショップの特徴

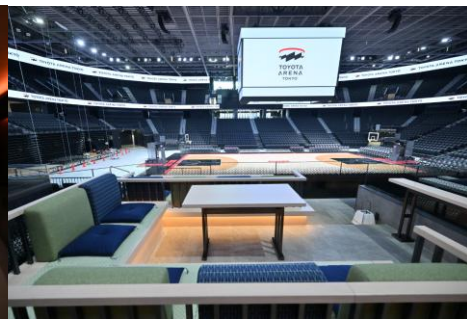
本研修会はスポーツホスピタリティを**実際に見て・聞いて・考えて体感してもらえ**ることが最大の特徴です！最新のトヨタアリーナ東京のホスピタリティ施設を**実際に見学**いただいた後、特別講師による講義やグループワークなどを通して理解を深めていただきます。



©TOYOTA ARENA TOKYO



©TOYOTA ARENA TOKYO



©TOYOTA ARENA TOKYO

アリーナだけではなく、スタジアムなど利用されているホームメニューを問わずスポーツホスピタリティの魅力を高める考え方、施設・設備の意図や実際の運用方法などを学んでいただけます。

開催概要

- ・日時: 2026年1月26日(月)
13:00 ~ 18:00 ※予定 (受付開始:12:30)
- ・対象: スポーツコンテンツホルダー
(クラブ・リーグ・スポーツ競技団体・スポーツイベントの
実行委員会等にご所属の方)
- ・定員: 50名
※各団体2名様まで。
2名様で参加の場合、同行の1名様は、連携団体の方でも構いません。
※3名様以上でご参加希望の場合は、事務局までお問い合わせください。
- ・参加費: 無料 (交通費・宿泊費等は各自負担)
- ・会場: TOYOTA ARENA TOKYO (東京都江東区青海1-3-1)
- ・アクセス: りんかい線「東京テレポート駅」徒歩5分
ゆりかもめ「青海駅」徒歩4分

TOYOTA ARENA TOKYO
会場アクセス情報は[こちら](#)



プログラム

【第1部】トヨタアリーナ東京視察ツアー

VIPルーム・ラウンジスペース等、トヨタアリーナ東京の先進的なホスピタリティスペースを視察頂きます。ホームベンチャーがアリーナの方に限らず、スポーツホスピタリティの魅力を高める施設・設備の意図や工夫等を学んでいただけます。

【第2部】ガイドブック活用研修会

①スポーツホスピタリティとは？事業フェーズ別実践セミナー：講師 倉田 知己 氏

・スポーツコンテンツホルダーがスポーツホスピタリティに取り組む意義やメリット及び実践のポイントについて講義いただきます。

②スポーツホスピタリティの取組紹介（テゲバジャーロ宮崎）：講師 石原 実 氏

・クラブのアセットや地域食材を活用し、高付加価値な観戦プログラムを企画・販売している好事例を紹介

③プランニングフェーズを体験するワークショップ

・スポーツホスピタリティ実践のキーポイントとなるアセスメント・ターゲット設定について、講師指導の下、皆様にワークショップ形式で体験いただきます。

【第3部】参加者ネットワーキング

参加者の皆様同士及び講師との情報交換のお時間となります。

特別講師

倉田 知己 氏

株式会社ジャパン・スポーツ&
ツーリズム・プレミア
代表取締役社長

JTBにて、オリンピックスポンサーホスピタリティプログラムやJOC選手派遣等スポーツ分野を担当後、JTBスポーツビジネス推進室にてラグビーワールドカップを主管。2019年大会時にスポーツホスピタリティ専門会社であるSTH Japan社を英国STH社と共に立ち上げ、成功に導く。またそれらの経験を活かし、スポーツホスピタリティガイドブックの執筆も手掛ける。



石原 実 氏

いちご株式会社
取締役 執行役副社長兼COO
株式会社テゲバジャーロ宮崎
代表取締役会長 ほか

大手建設会社を経て、いちご(株)に入社後、グループ管理業務の統括や商業・ホテル等地方創生案件を指揮。2011年に執行役副社長就任。不動産本部長などを歴任し2021年からサステナブルインフラ事業を管掌。「ひとが人らしくつながる場」の創出を目指し、不動産とスポーツや農業などとのシナジーを通じた社会課題解決、事業化に取り組む。



お申込み・お問い合わせ

- ・お申込みは左記のQRコードからお願いいたします。
- ・お申込期限は**1月9日(金)まで**となります。
※先着順でのお申し込みとさせていただきます。お申込みの段階で定員に達していた場合、ご参加頂けない可能性もございます。
- ・お申込みを完了された方には、後日以下事務局より、当日のご案内をメールにてお送りいたします。

【お問合せ先】

スポーツホスピタリティ推進事業事務局
(株)JTBコミュニケーションデザイン
MAIL: s-sh2025@jtbcom.co.jp

諸謝金基準単価表

委託事業の経費の積算にあたっては、以下で定める諸謝金基準単価（以下「基準単価」という。）を基準として使用すること。

※ 基準単価は、積算にあたっての上限の目安を示すものであり、委託事業者が規定等に定める単価（以下「規定単価」という。）など、別に根拠となりうる単価がある場合には、それらを用いて積算することも可能であるが、高額とならないように配慮し、合理的な単価を設定すること。

※ 規定単価が基準単価を下回る場合には、規定単価を適用すること。

※ 以下で示す区分以外の諸謝金の計上を妨げるものではない。

諸謝金基準単価

区 分	単 位	金 額（円）	備 考
会議出席謝金	日	14,200円	実働2時間以上
会議出席謝金	時間	7,100円	実働2時間未満 ※1
講演謝金	時間	11,510円	※1
実技・指導等謝金	時間	6,000円	※1
作業補助等労務謝金	時間	1,480円	会場整理など ※2
対談・座談会出席謝金	日	16,710円	実働2時間以上
対談・座談会出席謝金	時間	8,360円	実働2時間未満 ※1

※1 時間単価を適用する場合の支払い単位は1時間とし、端数については30分未満は切り捨て、30分以上は切り上げとすること。ただし、全体で30分未満の場合は1時間とみなす。

※2 実働時間分のみで算出し、切上処理不可。小数点第2位以下切り捨て。

例) 1時間15分勤務した場合 1.25時間の小数第2位を切り捨てし1.2時間として計算する。
よって 1.2(時間) × 1,072円 = 1,286円